

東浦町汚水適正処理構想(案)

愛知県知多郡東浦町

目 次

1. 汚水適正処理構想とは	1
2. 見直しの理由	1
3. 汚水処理施設の種類	1
4. 東浦町の汚水処理の現状と課題	2
5. 見直しの基本方針	3
6. 見直し結果	4

1. 汚水適正処理構想とは

家庭や事業所から発生する汚水を処理する施設には、公共下水道、コミュニティプラント、合併処理浄化槽などがあります。『東浦町汚水適正処理構想（案）』は、町内すべての地域を効率的な処理方式で整備を行うため、各種汚水処理施設の整備予定区域を設定するものです。

本構想は、愛知県が示す構想策定に関する基本的な考え方にに基づき策定し、愛知県が策定する『愛知県全県域汚水適正処理構想』に反映されるものです。

2. 見直しの理由

現行の『東浦町汚水適正処理構想』は、平成 27 年度に策定されたものであり、県内全市町村が策定した汚水適正処理構想とともに、平成 28 年に『愛知県全県域汚水適正処理構想』として愛知県によりとりまとめられました。

平成 27 年度に策定した本構想では、汚水処理施設の整備に掛かる建設費及び維持管理費を比較し、現行の処理区域を定めました。

しかし、その後の少子化による将来人口の減少や、厳しい本町の財政状況により長期化する公共下水道整備など、汚水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が変化しているため、このたび本構想の見直しを行います。

3. 汚水処理施設の種類

汚水処理施設は、汚水を 1 箇所に集めて処理を行う集合処理施設と、各家庭で個別に処理する個別処理施設とに大別されます。

・集合処理施設

公共下水道やコミュニティプラントのように複数戸からの汚水を管渠で集約して終末処理場で処理します。市街地や比較的密集した集落の汚水処理に適しています。また、民間が開発した住宅地の集中浄化槽も集合処理施設に含まれます。

・個別処理施設

個々の発生源ごとに合併処理浄化槽を設置し汚水を処理します。家屋がまばらな地区の汚水処理に適しています。

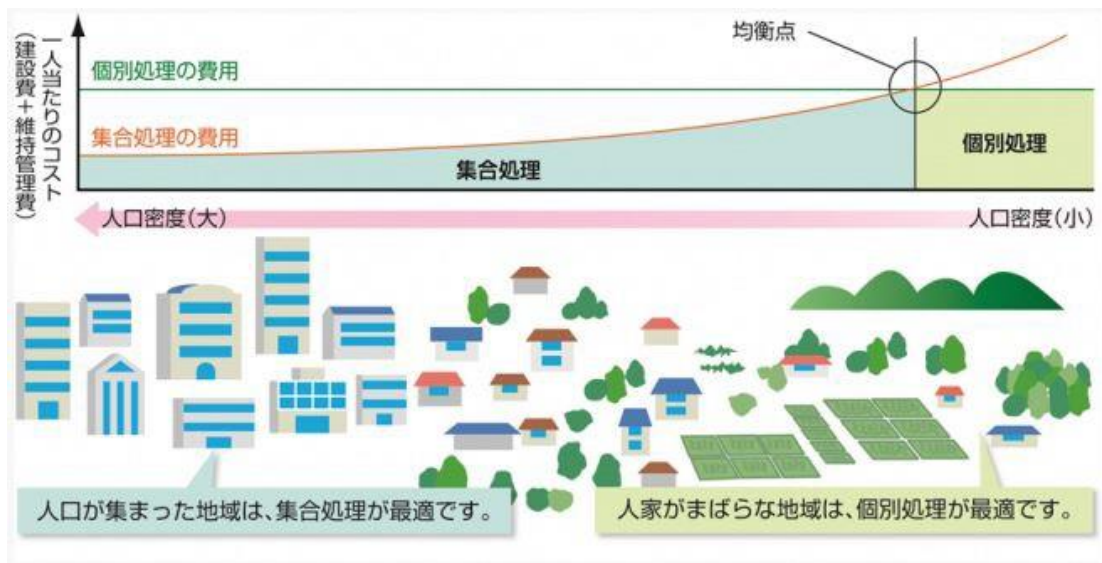


図-1 集合処理と個別処理のコスト比較の概念図

(出典：愛知県建設局下水道課ホームページ)

図-1 は集合処理と個別処理を総合的なコスト面（建設費+維持管理費）から比較した資料です。このように処理施設の建設や維持管理に必要な費用は、地域特性により異なり、適している処理施設が変わります。

このため、効率的な処理施設の整備を行うには、それぞれの特徴や経済性を考慮して、適正な処理施設を選定することが必要です。

4. 東浦町の汚水処理の現状と課題

1) 現状

本町は、昭和 60 年度から公共下水道事業に着手し、令和 2 年度までに 671.3ha の整備を行いました。公共下水道普及率は 86.4%で、愛知県平均下水道普及率の 79.9%を上回っています。合併処理浄化槽普及率は 4.2%で、愛知県平均合併浄化槽普及率の 9.9%を下回っています。

表-1 東浦町の汚水処理人口内訳

(令和 2 年度末)

項目	住民基本台帳人口	汚水処理人口	公共下水道 処理人口	合併処理浄化槽 設置済人口
処理人口	50,368 人	45,630 人	43,526 人	2,104 人
普及率	—	90.6%	86.4%	4.2%

※令和 3 年度 愛知の下水道（資料編）より抜粋

2) 課題

現在、公共下水道は市街化区域の整備を進めていますが、供用区域であっても、汚水処理人口の約13%は未接続のままで、整備効果が最大限に発揮されていません。

公共下水道事業の運営は、国の交付金、下水道使用料、受益者負担金、下水道事業債等の収入に対して、管路施設の建設費、維持管理費、流域下水道関連の負担金、公債費等の支出があり、収入を上回る支出に対して一般会計からの繰入金を充当しています。

本町は現在市街化区域の公共下水道整備を進めていますが、近年の財政状況では支出の30%程を一般会計から充当しています。

現在、市街化区域完了の計画としては令和10年度頃を予定していますが、今後想定される財政状況を考慮すると、更に期間を要する場合があります。

5. 見直しの基本方針

今回の構想見直しでは、経済比較を基本としつつ、時間軸の観点を盛り込み、中期（10年程度）での早期整備と共に、長期（20～30年）での持続的な汚水処理システムの構築を目指します。また、下記の点に留意して、効率的かつ適正な汚水処理施設の整備を決定します。

① 社会情勢の変化を反映

計画フレーム（将来人口）や汚水量原単位は、人口減少や節水傾向を考慮して設定し、適正な経済比較を行います。

② 費用関数（建設費、維持管理費）の見直し

経済比較に使用する費用関数を現況の実績に合わせて見直します。

③ 住民意向の把握

整備区域の設定にあたっては経済比較による判定を基本としますが、地域住民の意向も考慮します。

しかし、整備までに長期の期間を要する市街化調整区域については、短期間で整備可能な合併処理浄化槽による個別処理区域に定めます。

6. 見直し結果

見直しの基本方針を基に、整備区域の設定を行った結果を別紙『構想図（最終年度）』にまとめました。

前回の構想から見直しを行った箇所は以下のとおりです。

① 森岡字南古新田地区

前回構想において、公共下水道区域に設定しましたが、アンケートを実施した結果、公共下水道接続の賛同を得られなかったため個別処理区域に変更しました。

② 物理的に下水道への接続が不可能な家屋

前回の構想時に含まれていたものの、今後下水道への接続が物理的に難しい家屋については個別処理区域に変更しました。

表-2 構想見直し結果

事業種別		見直し前の構想		見直し後の構想 令和12年度末(2030年度末)	
		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)
集合処理	公共下水道	837.6	43,614	836.8	42,680
個別処理	合併処理浄化槽	2,273.4	6,111	2,277.2	7,045
合計		3,111.0	49,725	3,114.0	49,725

※国土交通省国土地理院「平成27年全国都道府県市区町村別面積調」により、東浦町の面積は31.14k㎡に増加

見直しの結果、公共下水道事業による整備面積は、前回の構想より0.8ha減少し836.8haとなり、合併処理浄化槽による処理区域は、3.8ha増加し2,277.2haとなりました。今後は今回の見直し結果を反映させ順次整備を進めていきます。